

師範学校附属小学校特別学級設置勸奨に関する 明治40年文部省訓令第6号の政策的再評価

中村 満紀男⁽¹⁾・岡 典子⁽²⁾

Re-evaluation of the Ministry of Education order no. 6 in 1907—encouraged to establish special class in elementary school attached to the prefectural normal school—

NAKAMURA Makio⁽¹⁾ and OKA Noriko⁽²⁾

The purpose of this study is to re-evaluate the Ministry of Education Order No.6 in 1907 that encouraged the establishment of special class for blind, deaf, and developmentally retarded children in the elementary school attached to the prefectural normal school. In the previous studies, Order No.6 has not been positively evaluated as education policy. In the midst of the lack of resources due to the great wars spending, momentous educational issues of infrastructure construction of higher education, the surge of primary schools, and expansion of secondary education had been piling up. In addition, working capital of the normal school had been spending from the financial resources of the prefectures managed by the Ministry of the Interior. The Ministry of Education was in a weak position in the national government. If consider taking into account such social and educational situation at the time, the Order No. 6, can be evaluated as a policy the Ministry of Education was possible adoption at that point. In such circumstances, special classes in elementary schools attached to the normal school was realized by the enthusiasm and cooperation of normal school president, attached elementary school director, and special class teacher.

Keywords : Ministry of Education order no. 6 in 1907 ; normal school special class ; special education ; blind and deaf special class ; underachiever special class

1. はじめに

これまでの研究では、明治40年文部省訓令第6号による北海道・府・県師範学校（以下、県師範学校）附属小学校への特別学級設置勸奨は、特殊教育政策としては消極的な肯定的評価がほとんどである。初めてこの主題を取り上げた中村勝二（〔1990a〕 p.193）は、予算等の制度的裏づけが欠けていたこと、開設された特別学級が短命であって、さしたる成果を生まなかったこと、附属小学校内部の課題から生まれた問題では必ずしもなかったこと等を指摘している（杉浦（田中）

〔1978〕 p.23-24；加藤〔1981〕 p.31-320；平田〔1995〕 p.300-306；戸崎〔2000〕 p.35. 市澤〔2002.6〕 p.76-77, 84も参照）。

本論文では、当時において想定できなかった現代の価値基準ではなく、当時の時代状況において文部省が提案可能だった政策の範囲で訓令第6号の意義を再検討することを目的とする。その際に、県師範学校の行政上・財政上の仕組みと実践研究上の役割をも顧慮し、関連政策の流れやそれに影響を及ぼした社会事象を参照し、訓令第6号の波及的効果も考慮に入れることとす

⁽¹⁾ 福山市立大学教育学部児童教育学科

⁽²⁾ 筑波大学人間系障害域

る。本論文で検討する師範学校は、各府県に設置された初等教育教員の養成を目的とする、府県税または地方税を財源とし、地方長官が管理する道府県立師範学校を中心とする（以下、県師範学校）。

なお本論文において、引用文には、読みやすいように、適宜句読点を付している。また、現代では使用が忌避されている表記を歴史的用語として用いている。

2. 明治40年文部省訓令第6号の経緯

(1) 文部省訓令第6号の中心的趣旨

最初に、文部省訓令第6号公布の経緯を整理する。訓令第6号は、文部大臣・牧野伸顯（1861-1941）が、明治40年4月17日付で発した文部省令第12号「師範学校規程」（官報 [1907.4.17] p.475-481）と同時に発表した、「規程」の「改正ノ要旨ト施行上注意スヘキ事項ノ一斑トヲ挙示」したものである（官報 [1907.4.17] p.482-483）。表題がないので、これまで慣例的に「改正ノ要旨ト施行上（ノ）注意スヘキ事項」と称されてきた。12号省令は、「近年我邦教育ノ進歩」、ことに教育界長年の課題であった義務教育年限延長が、即座に教員の大量養成に連動する問題（p.483）であったための師範学校規程の抜本的な改正であった。したがって、訓令第6号は省令12号の解説であり、今日の通達または通知に位置する法令の一部ということになる。

明治末期における県師範学校の役割は、元来、それぞれの県または地域の初等教育教員の養成とともに、その地域に必要な教育上の課題について実践的研究を行うことである。附属小学校は従来の「児童教育の方法を練習せしめる」ことに加えて、「小学校教育の諸般の事項を研究する」ことを任務とするようになっていた（滋賀県師範学校附属小学校 [1902] p.2；奈良女子高等師範学校一覽[1919]p.80）。この研究機能は、日本の師範学校附属小学校の固有な機能として期待されていた（横山榮次 [1910] 序p.1）。

訓令第6号における特別学級に関連する文章は、以下のようにになっている。

「又附属小学校ニ於テハ、規程ニ示セル学級ノ外、成ルヘク盲人、啞人又ハ心身ノ發育不完全ナル児童ヲ教育センカ為特別学級ヲ設ケ、之カ教育ノ方法ヲ攻究センコトヲ希望ス。蓋シ此ノ如キ施設ハ、従来未タ多ク見サリシ所ナリト雖、教育ノ進歩ト文化ノ發展トニ伴ヒ、将来ニ於テハ、其ノ必要アルヲ認ムルヲ以テナ

リ」。

冒頭の附属小学校における「学級」とは、省令第十二号師範学校規程の「第四章附属小学校及附属幼稚園」において附属小学校および附属幼稚園の設置および学級編制に関する留意事項を示したもののうち、単級・複式学級編制および二部教授を指していると思われる、その実践研究を行う他に、師範学校が特別学級の設置を設置するように期待したものである。特別学級の教育は、現状では普及していないが、将来、教育が改善され、文化が発展した段階では必要になるというのである。

また訓令第6号は、経費を増やさずに、かつ、教員の質を低下させずに、迂回的な養成方法を活用して教員不足にいかにして対応するかの趣旨を詳細に述べている（p.483）。

(2) 特別学級対象の盲啞児と發育不完全児

訓令第6号の本来の課題と、盲児・聾啞児・發育不完全児（以下、盲啞児等）の特別学級設置に対する期待とでは、異なる印象をうける。前者が実務的かつ即時対応が必要な内容であるのに対して、特別学級設置は新規の施策であったからである。そのうえ、特別学級の対象に措定されている児童は、就学免除対象の盲啞児と就学猶予対象の發育不完全児という、異なる文脈に置かれていた二種類の障害児を対象にしていた。

まず、盲啞児の教育には二つの問題があった。一つは、全国的に盲啞学校が設立されてきているが、大半は零細な私立校であったために経営が安定せず、県立移管が、盲啞教育関係者および教育会関係者の一致した要求となっていた。第二は、盲啞児は教育可能で、教育効果があることは盲啞学校で実証されていたから、盲啞児に対する就学免除措置は政策としての妥当性が疑われていた。かくして、この二つの課題に対する対応として、盲啞教育令の立案・公布が必要な状況にあった（これは、大正12年までずれ込むことになる）。

これに対して、「心身ノ發育不完全ナル児童」は、盲啞児とは異なる問題状況にあった。彼らのある者はすでに小学校に就学しているものの、指導困難と教育効果において学業上の問題がある児童であり、また、仮に就学猶予となっても、時間が経過すれば「發育不完全状態」が緩和されて就学できる可能性がある児童

であった。この時点での「心身ノ發育不完全」は、端的にいえば、身体虚弱や病弱、あるいは就学免除対象である「白痴」よりも軽度の精神薄弱の児童を標的にするよりは、学業不振、すなわち、劣等児を指していたものと思われる。もちろん、身体虚弱や疾病が学業劣等と密接に結びついている児童を含んでいるが、身体虚弱や病弱を主たる標的として附属小学校特別学級で教育上の対処を課題とするには、児童の健康が社会的課題になる時代であることが必要条件であり、昭和初期の高知・岡山女子・鳥根女子および鳥根の各県師範学校においてであった。

3. 文部省による特別学級設置勸奨規程の意図

(1) 特別学級設置勸奨規程

文部省が特別学級の条項を挿入したのは、公的盲啞学校設立の要求を巡る状況と劣等児問題に関する実践的問題とが別個の問題として存在していたものを、初等教育上の課題として政策に載せたということであろう。もともと源が違うこの二つの問題を結合させる制度的・実践的な準備は、明治時代末期には整いつつあった。

盲啞教育については、明治23年小学校令改正（第40条、41条、94条）において盲啞学校を小学校の一種と見なす段階を経て、明治33年小学校令改正（第5条、17条）において小学校が盲啞学校を附設できることが規定されており、少数ながらその実例（福島・長野）も生まれた。

他方で、小学校教育では劣等児が対象数の多さから、明治末期にはその教育の在り方が、実践上の重要課題になっていた。それだけでなく、その解決法が明治時代後期から文部省留学生により伝えられていた。しかも、盲啞学校と劣等児教育のその両方の課題に通じている文部省留学生がいた。それが、服部教一（1872-1956）である。

服部¹⁾は明治35年4月に文部省第三課勤務となり、明治37年10月15日から留学生生活が始まるが、ドイツ滞在時に、最新の障害児教育関連情報をもたらした。一つは、小学校の新しい学級編制法であり（服部 [1906.10.31]）、もう一つは盲啞教育情報である（服部 [1906.11] ; [1906.12]）。しかも服部は、後者のなかで、県立盲啞学校設置までの暫定策として、県の判断による師範学校等への盲啞学校附設も一案である

としていた（服部 [1906.12] p.12）。

師範学校特別学級設置奨励規定の発案者について、服部教一であるとする説がこれまで支配的である（杉浦 [1978] p.23-24; 中村 [1990a] p.191; 市澤 [2002.6] p.83）。しかし服部が、訓令6号を公布する政策を主導したという意味であれば、その説にはいくつかの疑問があり、総合的にみれば、服部説（もしくは鈴木治太郎 [1875-1966] 合体説）は支持しがたい²⁾。もちろん服部情報は、文部省が利用する契機の一つとなったかもしれないが、後述するように、附設論自体は既知の情報であった。

疑問の一つは、時間的な整合性である。明治40年4月17日の訓令第6号公布時には、服部は同年1月帰国後まもない時期であった（市澤 [2002.6] p.94, 帰国月日は不明）。行政の仕組み、しかも当時の通信手段からすれば、帰国後直ちに服部が、訓令6号の起案を主導する可能性はほとんどないだろう。

第二に、師範学校附設論は、服部のドイツ報告という特定の「点」ではなく、盲啞学校の小学校への附設論という「線」でみると、服部の師範学校への盲啞学校附設論は新しい着想でも何でもなく、日本国内での源は、東京盲啞学校長・小西信八（1854-1938）による、少なくとも明治27年の提案まで遡ることができる（小西 [1894] p.13-14）。この附設論は、小西が繰り返し主張していた提案であった（加藤 [1981]）。しかも訓令6号は、明治23年と33年の小学校令改正における盲啞学校の小学校に類する各種学校規定および小学校附設規定との繋がりでみる必要があり、師範学校附設案は、これらの展開である。この小学校令改正を文部省外部から強力に働きかけたのは小西なのである。

明治37年には、岩手県二戸郡教育会が、県連合教育会で「本県師範学校附属小学校内に盲啞教育を開始せしめ、其の教育方法の範を示されんことを建議の件」を提案している（岩手県連合教育会問題 [1904.4]）。明治38年8月の全国連合教育会は、信濃教育会が提出した、各府県師範学校附属小学校に盲啞教育機関を附設することを12号議題とし、9月23日には、文部大臣宛に、「盲及聾啞教育に関する法令を發布し、且つ、府県師範学校附属小学校に盲及聾啞教育の機関を附設せられたきこと」（第八）を建議している（第5回連合教育会 [1905.10] p.15）。

第三に、先行研究の服部説では、小西と川本宇之介

の関係をまったく考慮に入れていない。先行研究が根拠としている川本は、口話法の導入に消極的とみた小西を執拗に批判していたといわれる（岡本 [1997] p.660-661）。また、川本著『総説特殊教育』（1954）には、明治・大正期の箇所では日本の盲啞教育の基盤を構築した最大の功労者である小西は、ほとんど登場しない。彼の著書は、少なくとも小西および東京盲啞学校記述については偏りがある著書であり、服部や鈴木治太郎の6号訓令に関する功績をめぐって、川本の主張にだけ基づいて判断するのは妥当でない。なお、川本が、大正14年4月に文部省を辞して東京聾啞学校に転籍するのは、小西校長の退職後である。

第四に、ドイツにおける聾啞学校の師範学校附設制度の消滅である。この制度は、ドイツの南部領邦で1820年代に導入され、1840年代をピークに1870年代には衰退していた（荒川 [1970] p.202, 211-216）。この制度は、師範学校生徒に簡易聾啞教育法を習得させ、初等学校における聴児と同じ教室での教育（荒川のいう「聾啞児教育の一般化運動」）を前提にしていた。服部がドイツ聾啞教育を視察した時期では、師範学校附設制度は30年以上も前に失敗とみなされており（荒川 [1970] p.324）、服部自身もそのことを確認している（服部 [1906.11] p.23）。

したがって、服部がドイツで政策として失敗とされていた師範学校附設案を提案したのは、附設の意図を限定したうえでのことであり、小西信八の小学校附設論や師範学校附小附設論と共通する部分がある。日本で本格的な盲啞学校の創設の見込みがたない明治30年代末期では、服部の附設論は、「一人の教員と一教室があれば不完全ながら教授はできる。一時師範学校に附設しようが、他の学校に附設しようが」、文部省の指示を待たずに、府県の任意で「貧民の盲啞児を公費で教育を受けしむる途を講じる」（服部 [1906.12] p.12）ことを優先したのである。

（2）県師範学校における特別学級開設の条件

先行研究で、訓令6号に関する政策的評価が低いのは、師範学校附属小学校において特別学級開設が可能となる条件を考慮に入れていないことと関連している。師範学校は、立地する県のそれぞれの地方において、一般および地方独自の教育的要求に対応する必要があった。しかし、各師範学校が法令上規定されてい

た使命を拡大あるいは延長して行く、盲啞児等の特別学級開設は、実際にはそれほど簡単な手続きではなく、そのような新しい教育事業を開始するには、県師範学校および附属小学校の発意と、設置者である県当局の承認という二つの条件が必要だった。

学校側の条件としては、師範学校長の理解と承認、附属小学校の責任者である主事の主導、そして実践者である特別学級担任の確保が特別学級を開設できる条件であり、どれが欠けても特別学級開設はできなかった³⁾。師範学校附属小学校は、師範学校学則で学級数と学級編制が決められており、児童数も決められていた。訓令6号以前に劣等児教育に着手した岩手県師範学校附属小学校では、師範学校学則第33条により、学級編制は、第一学級が尋常一年から六年までの単級学級、第二学級が劣等児学級で三年から六年までの数学年が混合する学級、第三から第八学級までが尋常一年から六年までの学年別学級、第九および十学級は高等科一・二年の男女別学級と、学級数10学級で単級学級一、数学年混合の学級が一、その他は学年別学級、一学級児童数は50名程度であることが決められていた（岩手県師範学校一覧 [1909] p.83, 201-202）。京都府師範学校では、学級編制は単級、多級および二部教授の三種類が設定されており、附属校の学級数は単級と多級の15学級、代用校が二部教授を実施した（京都府師範学校一覧 [1910] p.72-73）。

このように、特別学級設置に対する師範学校長・附属小学校主事・特別学級担任のすべての肯定的な意思がなければ、規定の学級数の編制をやり繰りして特別学級を設置したり、県学務当局に学級増設または学級編制の変更を要請したりすることはありえないことだった。

さらに高いハードルは、県当局の態度であった。師範学校の運営資金は、師範学校令第4条によって地方が負担するのであるから、特別学級を設置するか否かは、県当局の判断によることになる⁴⁾。したがって、学級増設等のような経費増を伴う措置の場合は、師範学校長や附属小学校主事の判断だけで特別学級を増設することはできなかった。たとえば大阪府天王寺師範学校附属小学校規則第三条では、「前項ノ外、特別学級ヲ設ケントストキハ、学校長ニ於テ其ノ理由ヲ具シ、知事ノ認可ヲ受クヘシ」と明記されている。「前項」とは、児童定員および学級数の規定である（大阪府天

王寺師範学校 [1908] p.80)。

4. 文部省訓令第6号以前の県師範学校附属小学校特別学級における教育

文部省訓令第6号は、明治40年以降の特別学級設置だけに焦点が当てられがちであるが、それ以前にも、訓令第6号とはかかわりなく、師範学校附属小学校で特別教育が行われていた。したがって、師範学校附属小学校に開設された特別学級等について、明治40年以前に開設した附属小学校独自の判断による特別学級、明治40年文部省訓令第6号に基づいて開設した特別学級、その後に開設された研究学級を整理して検討する必要がある。

明治40年文部省訓令第6号以前に師範学校附属小学校5校に開設された特別学級の種類と時期および存続期間は、下記の通りである。括弧内は開設時の校長等である。大分と高知についての詳細は不明である。

大分県師範学校 (土肥健之助校長) 天才児 (優秀児)
明治34年

高知県師範学校 (廣瀬為四郎校長) 天才児 (優秀児)
(高等科男子50人、複式学級。将来は白痴に近い劣等児童の特別学級を開設予定) 明治35年

宮城県師範学校 (里村勝次郎校長、吉野清三郎主事、菅原通訓導) 啞生部 明治35.10～38年度 (廃止後には、菅原が私立仙台啞人学堂を創設)

岩手県師範学校 (小林鼎校長、瀬島亦人主事、太田代久穂・菊地辰三郎訓導) 劣等児学級 明治40～44年度

大阪府師範学校 (村田宇一郎校長、鈴木治太郎主事) 特別教室 (劣等児) 明治39年。40年度から特別学級、大正5年度廃止

出典：小学校の天才教育 (1901.4)；鈴木 (1907.6)；戸崎 (2000) p.34-35；中山 (1991.2)；附属小学校に天才学級設置 (1901.4)；船寄・土井 (1991) p.23；宮城県師範学校附属小学校 (1904.2)；60年史編集委員会 (1974) p7-9.

上記二つの師範学校附属小学校で、天才児ないし

優秀児教育が着手されており、訓令第6号の対象とは一致しない。しかし明治末期には、これら英才児教育は教育課題の一つと目されていた。乙竹岩造 (1875—1952) が『穎才教育』(1912) を刊行したり、その必要性が教育界で話題になった課題であった (たとえば、全国各市小学校教育会 [1910.6] p.32)。

これに対して劣等児教育は、初等教育界が必要とする教育課題に直接対応していた。就学率の向上による児童の増加と学級当たり児童数の増加、児童の能力差の拡大、教員の指導力の格差、二部授業、貧困児童の増加によって、日本のヘルバルト式教授法の機能低下が顕著になり、劣等児の指導困難問題が発生する状況が生じていた。したがって、県師範学校自身の自発的判断により、地域の小学校が直面していた学業不振問題を取り上げて対処しようとしたと考えられる。

ところで、師範学校附属小学校の機能という観点から考えれば、盲啞と心身発育不完全の児童の教育は、小学校教育の必要性において源が異なる問題であり、それぞれの学級設置の意味は次元が異なる。盲啞児は、就学義務の免除対象であり、小学校に入学する機会はほとんどないから、小学校で教育の必要性が発生することもない。また、附属小学校に盲啞特別学級を設置するのは、中村が指摘するように附属小学校の内部的必要性からではないし、盲啞学級の教育成果は小学校教育に寄与する部分は多くはないから、特別学級設置は、県内に盲啞学校がない状況に基づくのである。したがって、師範学校側が、附属小学校に恒久的な盲啞学校の設置を意図していたとは考えられない。

5. 文部省訓令第6号による特別学級と大正期の特別学級

(1) 明治40年訓令に基づく師範学校特別学級等の開設

1) 明治40年代初頭に開設された特別学級

訓令第6号に基づいて明治40年代初頭に開設されたと思われる特別学級の種類と時期および存続期間、開設時の校長等は、下記の通りである。

明治40年度

北海道札幌師範学校 (星菊太校長) 盲啞教育 (入学は聾啞児のみ?) →特別学級 (劣等児)? 明治42年度廃止

福岡県女子師範学校（園田定太郎校長、友納友次郎訓導）特別学級（午前級3名の劣等児、午後級は低能児3名と聾唖児2名）明治41年1月開設、間もなく廃止

明治41年度

宮城県師範学校（堀義太郎校長、高野松次郎主事、佐々木清之丞訓導）十三学級（低能児学級）明治41年度廃止

東京高等師範学校（嘉納治五郎校長、樋口長市主事、小林佐源治訓導）低能児学級⁵⁾ 昭和20年度廃止

群馬県師範学校（羽田貞義校長、下平末藏主事、正木時雄訓導）附属訓盲所（特別学級）大正3年前橋市訓盲所（桃井小学校）→大正4年9.1私立前橋訓盲所→昭和2年群馬県立盲唖学校

長野県師範学校（原龍豊校長）補助学級 明治43年度廃止（訓導転出のため）

兵庫県姫路師範学校（野口援太郎校長）特別学級（劣等・低能）

徳島県師範学校（渡邊千治郎校長、小林隆助主事、五寶翁太郎訓導）盲唖学級 昭和3年度廃止（県立盲唖校設置）

高知県師範学校（豊田潔校長、猪野久米治訓導）盲唖部 不詳 昭和3年3月廃止（昭和4年4月県立）

明治42年度

和歌山県師範学校（古市利三郎校長、近藤為治主事、金谷末松訓導）聾唖部（当初は低能教育を予定）大正4年紀伊教育会附属盲唖学校→大正7年和歌山県立盲唖学校

三重県師範学校（相澤英次郎校長、中山哲三訓導）盲生学級 大正8年12月三重県慈善協会附属三重盲唖院→大正9年4月私立三重盲唖院→大正10年4月私立三重盲唖学校→大正14年3月三重県立盲唖学校

明治45年

奈良女子高等師範学校（野尻精一校長、眞田幸憲主事、齋藤千榮治訓導）特別学級（劣等・低能）大正14年度廃止？

出典：浅尾（1967）p.70-73；市澤（2002.12）p.119；北沢（1967.5）p.9；群馬県立盲学校（1967）p.40-41；高知県教育史編集委員会（1964）p.124；

高知師範学校略史編集委員会（1974）p.75；小松（1994）；齋藤（1913.11）p.55；杉浦（田中）（1978）p.35-40；辻本（1924）p.1-3；徳島県立盲学校記念誌編集委員会編（1980）；戸崎（2000）p.34；友納（1910）p.651-652；中村（1990b）；北海道札幌師範学校（1936）p.20；三重県立盲学校創立65周年記念誌編集委員会（1984）p.3-5。

小林佐源治訓導時代の東京高等師範学校特別学級の児童は附属小学校内からではなく、小石川区の小学校から選抜しており、劣等児とは明らかに異なる「低能」児童であり（中村 [1990b] p.22-30；小林 [1909.1]）、精神薄弱児であるとみられる。なお、狭義の低能は、後に精神薄弱と称されるようになるが、低能（広義）も広く使用されており、広義の低能は「高能」に対応する用語としても使用される幅広さと曖昧さを含んでいた。たとえば、宮城県師範附小の「低能」児は「学業成績不良児」で、学級は促進学級だった（小松 [1994] p.71）。

なおこれ以外に、特別学級形態ではなく、特別指導が実施された師範学校附属小学校はあるが記載していない。

2) 盲唖教育のための特別学級

訓令6号に基づいて開設された10校のうち、7校は盲唖児を対象としていた。これらの県のうち、明治40年4月時点で盲学校・聾唖学校が設置されていたのは北海道だけであるが、函館と小樽の盲唖学校は創立されたばかりであって、盲唖学校の社会的な効用は不透明な時代だった。こうして、訓令6号による特別学級設置勧奨は、遅々として進まなかった盲唖教育・盲教育・聾唖教育が空白だった地域における拠点構築としての意図があったことになる。徳島の場合、発足当初は「特殊教育児童ヲ以テ編成シタル学級」であったものが、大正2年の「徳島県師範学校規則改正」では「盲唖児童ヲ以テ編成シタル学級」に改正され、対象児の焦点を明確にしている。

ただし、上記の7校すべてが新設されたのではなく、群馬は、すでに創設されていた県教育会附属訓盲所を継承した。徳島では、小学校訓導・五寶翁太郎（1863-1939）による私立盲唖学校を師範学校が継承した。こ

れらは、廃校を避けたり、事業を継続したりするためであったと思われる。

こうして、師範学校に盲啞学級を開設した主要な成果は、教育機会を盲啞児に提供するか、既設の盲啞学校を消滅させないためであった。これによって、盲啞教育の空白地域を減らそうとした校長や主事、担任の熱意、そして県当局の努力は評価されるべきであろう。そして、師範学校長の動きは偶然ではなく、小西信八・東京盲啞学校長にほぼ集約される。

群馬県師範学校附属訓盲所を直接主導したのは、群馬県師範学校長の後に群馬県第二部長に就任し、県教育会長を長年務めた大東重善（1856-1935）だった。小西は、各種の教育会活動で大東と交流が深かったし、徳島県師範学校長の渡邊千治郎（1869-1942）は、群馬県師範学校教諭時代に大東の薫陶を受けた。三重県師範学校長の相澤英次（二郎）（1862-1948）は、文字どおりの社会的エリートで、西周・近藤真琴・中村正直の門下生だった（佐々木 [1992] p.167-177）。相澤は、中村が官立東京盲啞学校の前身・楽善会訓盲院の主要な担い手だったことは、門弟時代から承知していたであろう。群馬県師範学校長の羽田貞義（1864-1933）は、県第二部長・大東のもとにいた。北海道札幌師範学校長の星菊太（1867-1919）は、岡山県師範学校長在職時（明治36年5月1日-37年12月6日）の県知事が、小学校における巡回指導による盲啞教育を進めた檜垣直右（1851-1929, 明治35年2月-明治39年7月知事在職）であった。また彼は、後に静岡県師範学校長時代に、小西の依頼で東海訓盲院廃校の危機を救うことになる。これらの校長は、明治40年以前の宮城県師範・里村勝次郎を含めて（小西信八先生存稿刊行会 [1935] p.154）、すべて東京高等師範学校卒業生という線でも繋がっていた。

しかし、7つの盲啞学校のうち、永続し、比較的順調に県立移管にまで至ったのは和歌山県師範・徳島県師範・高知県師範の附小3例のみであり、徳島が23年、高知が20年、和歌山が7年間、開設された（高知については、ほとんど情報が無い）。北海道札幌師範附小特別学級は約2年で廃止された。県教育会から引き継いだ群馬県師範附属訓盲所は前橋市に移管され、和歌山県では県教育会附属に継承され、三重県は、県慈善協会附属となった。群馬県師範と三重県師範の後継校は、その後も、経営主体の変更を繰り返し、苦難の歴

史を経験した。

おそらく、師範学校特別学級の主導者には、創設時点において盲啞教育令の公布が間近いとの期待があったと推測され（そのような情報は、たしかに繰り返された）、県立盲啞学校創設までの繋ぎとして盲啞児の特別学級が期待されていたのではなかろうか。それゆえ、師範学校から離脱してからの盲啞学級が廃校に直面する状況を、創設者が予測できなかったことを非難することはできない。彼らが、初等教育との関連が薄い盲啞学級を、師範学校附属小学校内に開設するうえで関係者を説得するには、相当の努力が必要だったはずである。

しかし、和歌山県師範の聾啞部と徳島県師範の盲啞部については、本校が存続し続けたことが、独立の盲啞学校設立を妨げたという現実も、指摘しておかなければならない。県当局にとっては、本校の存在が、盲啞教育に関する県の責任を果たしているという口実になったからである。しかし本校は、師範学校附属小学校の一部のままでは、予算上も盲啞児数の増加に大きな制約があり、小規模な盲啞学校では、児童も教員数も増加することはできず、施設・設備も貧弱であることを免れなかった。また、師範学校という枠組みでは、徳島県師範附小の盲・啞別の2学級体制が最大限に可能であり、通常は教員数の制約のために盲または聾啞のいずれかしか開設できなかったであろう。

また、とくに盲生学級にあつては、附属小学校という初等学校において、盲成人が通学し、職業を学ぶ状況が長年続いたということは、尋常な風景であるはずはなく、それがまた、盲啞学校への就学の範囲を狭め、教育の質の向上を妨げる結果をも生んだと思われるからである。いずれの問題も、盲啞学校側の責任ではないのであるが。それゆえ、特別学級の名称も、「聾啞部」「盲啞部」を名乗ったり（高知と和歌山）、「附属訓盲所」（群馬）と称したりした。札幌と千葉は、独立学級を編制したかどうかは不明である。

3) 発育不完全児の特別学級

この範疇に入る師範学校附属小学校は、福岡県女子師範学校の午前級32名の劣等児、宮城県師範学校十三学級（劣等児学級）、東京高等師範学校特別学級、長野県師範学校補助学級、奈良女子高等師範学校であった。劣等児の特別学級の開設数がごくわずかであり、

東京高等師範学校と奈良女子高等師範学校を除けば、特別学級は、意外にも実に短命であった。

明治末期という時点では、低能児はともかく、劣等児の処遇問題は、就学免除対象である盲啞児の教育とは異なる初等教育界の重要課題であったはずであった⁶⁾。このことは、全国ならびに地方の各種教育大会での議題で示すことができるし、後述する岐阜県内の劣等児をめぐる状況でも明瞭である。それにもかかわらず、師範学校附属小学校で劣等児の特別学級が編制されなかったのはなぜであろうか。

それを明確に示すことは困難であるが、以下のように整理できるだろう。そして、これらは相互に関連している。第一は、明治末期の劣等児問題は、「劣等」の意味を含めて、あまりに漠然とした指導問題だった。劣等児問題は、たしかに初等教育界の普遍的な課題ではあったが、劣等の発生に関係する変数が多様すぎる問題だった。しばしば指摘されたのは教員の指導力であり、過大学級であり、劣等と鑑別する時期が安易で早すぎるし、劣等の医学的チェックもなかった（奚信生 [1907.11]）。劣等の原因が、学級の児童数・教員の指導能力から児童の生育環境・身体状態まで多様すぎるために、特定の障害や明確な状態に焦点化した教育とは異なり、対処が拡散してしまい、劣等児が増えしまった。

第二は、劣等児に対する指導は、少なくとも常識的な対処法は、小学校で全体的に実施されていたように思われる（里村 [1910.8] p.71）。例えば、岐阜県師範附属小学校が作成した劣等児童救済法内規（後出）における劣等児の座席配置、指導内容の変更、質問・応答の際の配慮、自習時の補助、各教科指導時の配慮、家庭との協力、放課後の特別教授、劣等児の自信・快状態の保持、愛情等は、個別性を考えた日常的な指導の典型例であろう（山梨県北巨摩郡塩崎小学校 [1909.8] も参照）。同時に明治末期は、それぞれの地方では、有力な校長や学校が、特色ある学級編制法を弾力的に展開し始めていた時期でもあり（小林 [1912.5～1912.6]）、詳細な総論の記事をまとめられる教師も出てきた（な・ち生 [1906.10～1906.12]）。

第三に、劣等児の指導法のうち、学級編制を伴う方法は、保護者からの反対だけでなく、教員の一致した同意を得ることが困難だったこともあって拡大しなかったと思われる（千幹 [1908.8]）。そしてこの問題

は、児童の学力差や能力差を念頭においた新しい指導法（後述）において、対処できると考えられるようになる。

第四の問題は、明治末期から大正期初めには、劣等児の指導よりも大きな教育問題が関心を引いていたことである。それを師範学校附属小学校における研究学級をとおしてみよう。研究学級は、時代あるいは地域の教育課題に関する実践的・理論的研究を意図するものであるから、その課題への対処の目処が立った段階で廃止となり、永続的な組織ではなかった。その初期の例は、長野県師範附小である。大正2年6月の県下小学校連合修身科研究会で全体討議題の理念として提起されたという。その趣旨は、「旧来の教育の部分的改造ではなく、根本から原理を転換して新しい教育を再構築」しようとしたものであった。大正6年に長野県附小に研究学級が設置され、その後、5つのテーマに基づく研究学級は昭和12年3月まで継続する壮さであった（信州大学教育学部附属長野小学校 [1986] p.420-476）。しかしこの研究学級には、障害等には直接関連したテーマはない。

研究学級はその後も安定しない。大正9年11月の全国師範学校長会議に対する文部省の諮問事項は「附属小学校等の改善すべき施設事項如何」であった。会議側の提案した改善方法の第一が、「附属小学校に---研究学級を設け、自由研究を為し得る様法規を改正すること」であり、改善目的の第三として、附小を「小学校教育の研究所」にすることだった。これは、文部省普通学務局長・赤司鷹一郎の附小は教育方法研究所であるべきだとの期待にも対応したものだ（山路 [1920.12] p.15-16）。しかし、昭和5年11月の全国附属小学校主事会議で、文部大臣宛建議「自由に研究学級を設け得るやう法令改正のこと」、地方長官宛建議「研究学級設置の自由---等につき配慮されたし」が決定されているから（教育思潮研究 [1930] , p.366）、研究学級のテーマ設定は、附属小学校という現場の判断だけでは行えなかったことになる。

特別学級は新しい教育事業であり、その新奇性と教育的・社会的意義に感応する教師群を生み出すことは、これまでもあったし、後にも現れるが、奈良女子高等師範学校もその一つである。特別学級に関係した教師をみれば、燦然たる顔ぶれである。担任の齋藤千榮治、齋藤諸平（1882-1967）、清水甚吾（1884-1960）、

池田小菊（1892-1967）等、そして主事には木下竹次（1872-1946）がいた。

ところで、特別学級が学則に規定されても、実際には開設されなかった例もある。岐阜県師範学校附属小学校の場合は、規定学級数として特別学級を数える規定となっている。明治41年4月1日 岐阜県令第18号⁷⁾ 岐阜県師範学校学則第63条において、児童数は750人、学級数12と規定されているが、「盲啞生徒及心身ノ發育不完全ナル児童ニ教育ヲ施ス為学級ヲ設クルトキハ其ノ生徒、児童並ニ学級ノ数ハ前項ノ制限外トス」としていた（岐阜県師範学校 [1909] p.72）。

岐阜県では上記の対象児のうち、盲啞学級を設置する必要はなかった。岐阜県では、すでに明治27年3月9日に岐阜聖公会訓盲院が開設されており、明治39年には財団法人の経営となり、私立学校令による私立岐阜訓盲院として着実に発展していたからである。

それでは、發育不完全児の特別学級についてはどうか。訓令第6号公布の前後の時期において、岐阜県内では、劣等児の教育問題が醸成されつつあった。『岐阜県教育雑誌』には、服部教一のドイツ報告が官報から転載されていた（服部 [1906.11]；[1906.12]）。また、明治40年6月に開催された岐阜県教育会総会において、常議員会提出の討議題「劣等生救済の方法如何」では、白痴救済にも触れながら、劣等児に焦点を当てた対応法が熱心に議論されている。なお、討議に入る前の会員による10分間演説の最初の発表者は、学級教授の弊として劣等児童救済の方法に触れている（岐阜県教育会総会記事 [1907.7] p.11, 19-22）。それ以外にも、この時期の県内では、劣等児ないし低能児の教育や扱いが多く取り上げられている。

附属小学校の動きだけに焦点を絞ると、『岐阜県教育雑誌』明治41年2月号では、附属小学校が作成し、数年前から実行してきたという劣等児救済法内規を掲載している（岐阜県師範学校附属小学校劣等児童救済法内規 [1908.2]）。また、校内研究会では、「低能児教育、盲啞教育、複式教授等にも」研究会において研究しつつあったという（附属小学校近況 [1909.5]）。しかし、岐阜県師範学校附属小学校では、劣等児学級が開設されることはなかった。岐阜県女子師範学校が明治44年度から、加納町に開設されることが関係しているのかもしれない。加納尋常高等小学校では、明治38年から劣等児教育が行われており、本校が、女子師

範の代用附属小学校になり、「遅進児」学級も設置されるからである。

4) 大正期に開設された特別学級

大正期は本論文の検討範囲ではないが、本論文の目的との関連で、大正中期に設置された特別学級・研究学級を概観する。

大正7年

京都府師範学校（角谷源之助校長、松田清四郎主事）
特別学級（第二教室：優良児）

大正10年

岡山県師範学校 研究学級（秀才児学級）大正13年度まで

岡山県女子師範学校 研究学級（諸理論批判総合）
大正14年度まで

大正11年

岡山県師範学校 研究学級（早生まれ児童に対する9月秋季始業学級）大正14年度まで

山形県女子師範学校（大沼主事、石澤清太郎訓導）
特別学級（低能児・劣等児）9月25日開設、11年度末廃止

大正12年

北海道札幌師範学校 補助学級（全道から生徒募集、入学後半月は仮入学）年度限り？

山形県女子師範学校（大森政蔵訓導）特別（促進）学級（代用附属飯塚小学校）昭和8年度まで（代用校契約満了）

福島県師範学校 研究学級（新教育法の研究・実践）
昭和3年まで低能児学級、昭和17年度まで精神薄弱児学級（愛護学級）

大正14年

岐阜県女子師範学校（稲垣國三郎主事）遅進児学級（代用附属加納小学校）大正15年6月まで（担当主事転出のため）

広島県師範学校（精神薄弱）昭和3年まで（担任事故のため）

大正15年

京都府師範学校（川面松衛校長、後藤三郎主事）
停滞児学級（5年間）

出典：市澤（2002.2）p.122-123；大島（1967）p.45；

岡山大学教育学部附属小学校 (1966) p.93-95 ; 岐阜県教育委員会 (2003) p.522 ; 京都府師範学校 (1938) p.237-245 ; 杉浦 (田中) (1978) p.171-216 ; 戸崎 (1993) p.252 ; 福島大学教育学部附属小学校百年史編集委員会 (1980) p.345-352.

以上において目立つのは、明治40年訓令6号の「発育不完全」の概念を超えた例が多くなることである。また、研究学級としての位置づけが多く、短期間で廃止されている。その一方で、福島県師範学校附属小学校では、精神薄弱児に特化して特別学級が運営され、小澤恒一(1883-1963)や野口彰(1894-1955)のような主事にも恵まれ、石原榮壽・長沼幸一・安部丑亥のすぐれた実践家が輩出する。

(2) 明治40年前後の教育政策の優先順位

当時は、国の存続をかけた日清戦争における勝利と日露戦争で敗北しなかったことが国際的な劣等感を払拭した時代であり、紡績業を中心とする軽工業が発展し、軍事上の必要から重工業の基礎が築かれるようになりつつあった時代でもあった。一方で、国民所得が改善するようになり、義務教育の就学率も飛躍的に向上するようになった。教育を受けることが生活の向上に繋がると理解されるようになり、児童期の一定期間、学校就学に専念する社会的慣習が確立し、教育期間が中等段階まで拡大しはじめていた⁸⁾。

このような産業的・社会的な変化に対応するような学校体系の構築と内実化が、国の政策として進行することになった。明治後半期の重要な教育上の課題として、実業教育の振興・分化と階層化、就学促進策に対応した二部教授や貧困児童の特別教育、小学校の増設、中等学校の増設、高等学校の創設、公立小学校教員給与の改善、官立の専門学校や実業専門学校の創設と拡大、幼稚園制度の開始、義務教育6年制と授業料原則不徴収、官立の高等商業・工業学校の新設・再編、帝国大学の増設、公立の専門学校等が、教育政策へと連動していた。戦費捻出のために財源難が窮迫するなか、教育費は増加していたのである⁹⁾。

また、明治36年には文部省廃止論が生じたように、文部省の立場は政府内で強固なものではなかった。それゆえ、新たに県の負担が増える教育政策は内務省が

反対し、採用は困難であった。盲啞教育令の公布遅延はまさに県の負担増加を嫌う内務省・大蔵省の反対によるためだったと考えられる(小西 [1905.4] p.47)。日露戦争の前後には、教育費の削減圧力があり、新規の教育事業は中止になったし(時局と教育 [1904.9])、盲啞学校創設にも影響したのである(たとえば、福岡県立福岡盲学校 [1980] p.15)。大正期になって、教育費削減の圧力は、ますます高まるばかりであった(泰仙 [1913.1])。このような状況において、文部省が採用できる教育政策は限定されていたはずである。

6. むすびー師範学校附属小学校特別学級の成果と限界

最後に、明治末期から大正期における師範学校附属小学校特別学級の成果と、それが一般化されなかった制約についてまとめることとする。

特別学級の短命の理由は、制度上の問題と特別学級設置自体の問題に分けることができる。そもそも特別学級は、内務省系統の県当局から設置を示唆されることは期待できないから、師範学校長、とくに附属学校主事のイニシアティブによる企画であった。師範学校長の在職期間は短く、主事も一般に長くはなかった。したがって、特別学級について長期的な経営方針を立てることはできないし、校長や主事が転任すれば方針も変わる。また、特別学級担任に進んで就こうとする教員は、各県初等教育のセンターである附属小学校には多くはなかったであろう。さらに、特別学級は永続的な制度ではなかったし、教生実習と実験学校という師範学校附属小学校の制約があった。

特別学級が短命だった別の理由は、劣等の多義性とあいまいさ、原因の多元性・多様性も大きかった。それゆえ、劣等の理解と対処の仕方は教員によって異なり、エネルギーは分散する。その結果、劣等児問題の所在はうやむやになる。かくして、初等教育界で劣等児問題に再度、焦点が当たるのは、別の要素が必要となる。一つは、多様な能力に対応できる分団教授の精緻化やドルトン法等の教育法の登場、第二は、中等学校への進学熱のような学力向上を保護者が要求する教育的・社会的状況、第三に、重度(低能)と軽度を区分できるような劣等状態の科学的分類による指導対象の焦点化である。その時代は、初等教育界全体でいえば大正末期であり、師範学校附属小学校に特別学級編製の時代が再び到来することになる。そして、通常の

小学校でも、劣等児教育で著名な小学校が登場することになる。

第二に、特別学級の成果の評価は、学校、あるいは障害・問題ごとに異なる。盲啞についていえば、師範学校附属小学校の盲啞部は、元来、県が設置すべき盲学校・聾啞学校の代替か、その一時的な継承機関であった。各県において盲啞の特別学級が空白を埋めたという意味では、重要な貢献があったことは評価されてよい。しかし、盲啞部存続の時間的な長さや経営・実践・教育の質とから考えた場合、盲啞の特別学級に関する評価は簡単ではない。既に述べたように、盲啞の特別学級が、初等教育機関にはそぐわない職業教育機能を必要とし、初等学校内で盲成人や年長の聾啞者を教育したりするのは、あまりに便宜的過ぎた。限られた予算で運営される師範学校内では、盲啞部の教育的必要に対応した発展が阻害され、児童生徒数が少数のまま、貧弱な小規模機関であり続けたことは否めない。問題は、児童生徒に限らない。教員は、他校への転出の流動性に欠けるうえに、附属小学校の他教員との交流は乏しく、校内で孤立しがちであり、他県の盲啞教育教員との交流や研修の機会もなかったであろう。徳島県師範学校における盲啞部の貧弱な設備や教材（杉浦[1954.1] p.69）は、当時の盲啞学校全体に共通する問題だった。責任の所在の判断は難しいが、とくに盲啞部の場合、附属小学校附設は目的ではなく盲啞教育普及の手段のはずであったから、附設段階から県立の独立校への発展の在り方が設定されるべきであった。たしかに、徳島県は、師範学校附属小学校盲啞部に長い間、頼りすぎたのである。

劣等児教育においては、率先して特別学級を経営した教師のなかに、劣等児教育や低能児教育においても有能さを遺憾なく発揮した人物が生まれたことは、初等教育界の質の高さを例証したものである。指導上の創意工夫が教育雑誌で発表されることで¹⁰⁾、それなりの貢献をしたと思われる。しかし制度上は、いささか問題があった。それは、東京高等師範学校附属小学校特別学校が明治45年3月31日に2学級編制になって補助学級になった以外はほとんどが1学級であり、したがって専任教員は教科1名で、職業教育担当教員が専任教員として追加される程度であった。

こうして、盲啞学級の場合、文部省にとって訓令第6号は、盲啞教育界をはじめ、教育界による盲啞教育令

公布の圧力を弱める障壁になったし、実際に特別学級が開設された県では、やや変則的ではあるが、前例のない形態において県立盲啞学校を設置しているという口実になったであろう。また、県当局にとっては、独立した県立盲啞学校の創設を最初から実現するのは不可能であるものの、県教育会附属として数年間、運営してその成果を顕示し、その後に県立移管することを計画していたものと思われる。和歌山県では、商業・工業学校においてその先例があったからである。

その一方で、劣等児特別学級については、少数・短命であったこと、劣等の多義性・多元性により、その効果を十分に発揮できなかったが、東京高等師範学校特別学級・補助学級のように、初等教育研究会機関誌『教育研究』を通じて、日本の劣等児・低能児教育のセンターとして役割を發揮し続ける成果にも繋がったのである。しかし昭和初期になると、権威者からのこのような一方的な発信だけではなく、同じ課題を共有する広域の現場の教員中心の研究組織「精神薄弱児童研究会」が生まれ、京都では研究会誌「異常児教育」が刊行されるに至る（京都市特別児童教育研究会[1933] p.377,391）。

改めて文部省訓令第6号の評価を試みれば、明治末期において山積する教育課題や財源難という時代の制約や条件のなかで、文部省が可能であったのは県師範学校に特別学級の開設を希望することであり、むしろ開設希望を出したところに、文部省内に特殊教育への関心をもつ官僚がいたことを示す。こうしてみると訓令第6号は、困難な状況のなかでその時点で文部省として可能な範囲での法的アクションであり、盲・聾啞そして劣等・低能にまで広がる障害児等の学校教育の着手へと初等教育界を動かす契機を作ったと見ることができる。また、さまざまな制約があるなかで、特別学級を開設し、維持することを決断した師範学校側の判断と、県知事・県学務官僚の理解こそ評価すべきであろう。

付記

1. 本論文の執筆分担は、中村が1～3と6、4～5が岡である。
2. 本研究は、科学研究費補助金・基盤研究（B）「日本障害児教育の欧米依存からの脱却と自立のための欧米障害児教育の理論的歴史的総括」（研究代表者・中村満紀男、課題番

号・15H03514) による研究成果の一部である。

註

- 1) 服部は後に、師範学校教員から高等文官試験に合格して官界に転じ、文部官僚から内務官僚に転身し、さらに衆議院議員となる。昭和3年には短編『日本の将来』（日本植民学校刊）等によってアメリカ・イギリスと対峙したその情熱が留学生時代の上記報告にすでに垣間見える（藤原 [1911.1] 参照）。なお、明治三十九年十月三十一日の官報では、付録で「聴覚ノ不充分ナル児童及ヒ骨格正格ナラザル児童ノ為ニ設ケタル特別学級等」に触れており、ベルリンの小学校には聴覚障害児の特別学級が設置されていることを紹介している。官報の主題は、補助学校・補助学級とマンハイム学校組織が主題であるが、付録「身体ノ不具病弱等ノ児童ノ為ニ設ケタル特別学校又ハ学級」では、上記の特別学級の他に、吃音矯正、詳細な林間学校に加えて、肢体不自由児等に対する病院・自宅での訪問教育や非行児に対する特別教育も紹介している（服部 [1906.10.31] p.843-844）。
- 2) 何よりも、先行研究が服部説の根拠としている川本自身が、服部の帰国時期と服部書簡により、服部説を撤回している（川本 [1954] p.103）。なお平田（1995）は、訓令6号に「発育不完全児」が含まれるに至ったのは、乙竹岩造（1875-1952）のドイツ報告、服部の報告、鈴木治太郎の実践、伊澤修二（1851-1917）の活動によるとしている（p.302-304）。
- 3) たとえば、大正14年に特別学級を開設した岐阜県女子師範学校附属代用小学校は、主事の稲垣國三郎（1886-1967）の主導により開設された。彼が15年6月に広島高等師範学校に復帰すると同時に、特別学級は解消された（岐阜県教育委員会 [2003] p.522）。
- 4) たとえば、三重県師範学校の盲生学級は、相澤英次郎校長の稲葉健之助学務部長に対する説得によって実現した（佐々木 [1992] p.203）。また、大正7年4月、秀才教育に関心をもっていた木下重四郎・京都府知事の指示をうけて、京都府師範学校が第二教室と通称される優良児教育を開始したのは有名な例である。
- 5) 東京高等師範学校附属小学校では、第一部は附属中学校へ進学する男児、第二部と第四部が高等小学校、第五部が補助学校。かつて、特別学級（補助学校）が置かれていた第三部は、二部教授を目的として設置されていた。
- 6) 明治43年には、金港堂編集部編（1910）『全国附属小学校

- の新研究』（全1132頁）が、出版社の原稿依頼に応えた附属小学校主事や教員の寄稿により刊行されたが、このなかで岩手県師範の特別学級（p.136-167）が記載されているほかに、沖縄県師範では特別学級編制をしない形態での劣等児教育を主題としている（p.1125-1132）。長野県師範（p.680, 687-688）と兵庫県明石女子師範（p.976-978）は、劣等児指導に言及している。
- 7) 岐阜県師範学校の明治41年の特別学級規定第63条は、昭和9年に至っても同文のまま残っている（岐阜県師範学校 [1934] p.35）。
 - 8) 小学校児童数は明治21年に2,927,868人、31年、4,062,418人、41年には5,996,139人で（20年間で約2倍）、中学校生徒数は明治21年には10,386人、31年61,381人、41年には115,038人に（約11倍）、高等女学校生徒数は明治21年には2,444人、31年8,589人、41年には46,582人に（約19倍）増加していた（東洋経済新報社 [1929] p.677-678）。
 - 9) 歳出決算額で見ると、明治30年度は政府全体が223,678千円、文部省決算額が2,613千円、明治40年度は政府が602,400千円、文部省が7,065千円と増加していた。増加率は政府も文部省も約2.7倍である（財務省 [2015.10.22]）。
 - 10) 東京女子師範学校附属小学校主事の北澤種一（1880-1931）は、半年間の一時的な編制による特別学級において、微細な感覚障害のある学業不振児に特別指導を試行している（北澤 [1911.5]）。彼の得た結論は、「劣等生には大抵何等かの欠陥が其の身体の上にある様で---（中略）--それを発見して、そしていくらか少しでもよいから、其の方面から来る新しい力を自覚せし」めて、「自ら自信を力が出て来る様にさせる、既に自信力が出て来れば、其の他の其の後の教育は極めてたやすい」ということだった。実践的教育学者・北澤の実践例は、正確な行動観察に基づいて学業劣等の本質を追求しようとしたものである。

文献

- 「国会図書館DC」は国会図書館デジタルコレクションを示す
浅尾紘也（1967）精薄児教育における分団教育の歴史的考察 - 大正新教育との接点において - 『精神薄弱者問題史研究紀要』5, p.69-74.
- 荒川勇（1970）『欧米聾教育通史』峯文閣。
- 市澤豊（2002.6）北海道の知的障害児教育実践史研究 - 第二次大戦前における劣等児等の特別教育(I) - 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』86, p.65-149.
- 市澤豊（2002.12）北海道の知的障害児教育実践史研究 - 第二

- 次大戦前における劣等児等の特別教育(II) - 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』87, p.93-155.
- 今村和己(1974.10) 渡辺千治郎 人と思想『徳島教育』751, p.30-40.
- 岩手県師範学校(1909)『岩手県師範学校一覧』岩手県師範学校(国会図書館DC).
- 岩手県連合教育会問題(1904.4)『岩手学事彙報』688, p.38.
- 大島正徳(1967)京都市に於ける精薄児教育の成立過程『精神薄弱者問題史研究紀要』5, p.44-49.
- 大阪府天王寺師範学校(1908)『大阪府天王寺師範学校一覧』大阪府天王寺師範学校(国会図書館DC).
- 岡本稲丸(1997)『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』日本放送出版協会.
- 岡山大学教育学部附属小学校(1966)『附属小学校九十年史』岡山大学教育学部附属小学校.
- 乙竹岩造(1912)『穎才教育』目黒書店(国会図書館DC).
- 加藤康昭(1981)日本の障害児教育における「統合」の思想 - 小西信八の所論を中心として - 梅根悟監修『障害児教育史 世界教育史33』講談社, p.311-321.
- 川本宇之介(1954)『総説特殊教育』青島会.
- 北沢清司(1967.5)劣等児・低能児教育の成立過程に関する一考察 - 信州の公教育を中心にして - 『精神薄弱者問題史研究紀要』5, p.1-15.
- 北澤種一(1911.5)劣等児教育上の所感『日本之小学教師』149, p.32-35.
- 岐阜県教育委員会(2003)『岐阜県教育史 通史編 近代3』岐阜県教育委員会.
- 岐阜県教育会総会記事(1907.7)『岐阜県教育雑誌』153, p.10-36.
- 岐阜県師範学校(1909)『岐阜県師範学校一覧』岐阜県師範学校(国会図書館DC).
- 岐阜県師範学校(1934)『学校要覧』岐阜県師範学校(国会図書館DC).
- 岐阜県師範学校附属小学校劣等児童救済法内規(1908.2)『岐阜県教育雑誌』161, p.15-17.
- 教育思潮研究(1930)全国附属小学校主事会議『教育思潮研究』4(1), p.366.
- 京都市特別児童教育研究会(1933)『異常児教育 創刊号』京都市特別児童教育研究会. 高橋淳子・平田勝政(2005)『知的・身体障害者問題資料集成 戦前編7』不二出版, p.377-391.
- 京都府師範学校(1910)『京都府師範学校一覧』京都府師範学校(国会図書館DC).
- 京都府師範学校(1938)『京都府師範学校沿革史 昭和十三年三月』京都府師範学校(国会図書館DC).
- 金港堂編集部編(1910)『全国附属小学校の新研究』金港堂書籍.
- 群馬県立盲学校(1967)『あゆみ 群馬県盲教育60年誌』群馬県立盲学校.
- 奚信生(樋口長市)(1907.11)劣等児の教育につきて『教育研究』44, p.90-91
- 高知県教育史編集委員会(1964)『近代高知県教育史』高知県教育研究所
- 高知師範学校略史編集委員会(1974)『高知師範学校略史』高知師範学校百年祭実行委員会.
- 小西信八(1894.12)盲啞教育『福島県教育雑誌』30, p.7-15.
- 小西信八(1905.4)盲啞教育は慈善事業にあらず『日本之小学教師』7(76), p.46-47.
- 小西信八先生存稿刊行会編(1935)『小西信八先生存稿集』小西信八先生存稿刊行会(国会図書館DC).
- 小林佐源治(1909.1)低能児教育の実況『教育研究』58, p.102-108.
- 小林佐源治(1912.5~1912.6)我国現時の学級編制に就いて『教育研究』98, p.66-73; 99, p.69-77.
- 小松教之(1994)宮城県師範学校附属小学校特別学級「第十三学級」について『発達障害研究』16(1), p.67-73.
- 齋藤千榮治(1913.11)劣等児及低能児教育の実際的研究『小学校 初等教育研究雑誌』16(3), p.55-59.
- 財務省(2015年10月22日閲覧)明治初年度以降一般会計歳入歳出予算決算・明治初年度以降一般会計歳入所管別決算 <https://www.mof.go.jp/budget/reference/statistics/data.htm>
- 佐々木仁三郎(1992)『近世郷土の先賢 根本貞路・阿保友一郎・相澤英次郎』三重県良書出版会.
- 佐藤弘(澤弘吉編)(1967)『知恵のおくれた子の指導 - 鳥根のある教師の実践記録』報光社.
- 里村勝次郎(1910.8)教授訓育に関する注意『帝国教育』337, p.70-71.
- 滋賀県師範学校附属小学校(1902)『滋賀県師範学校附属小学校一覧』滋賀県師範学校附属小学校(国会図書館DC).
- 時局と教育(1904.9)『徳島県教育会雑誌』79, p.21-22.
- 小学校の天才教育(1901.4)『山陰之教育』71, p.36-37.
- 信州大学教育学部附属長野小学校百年史編集委員会(1986)『信州大学教育学部附属長野小学校百年史』信州大学教育学

- 部附属長野小学校百周年記念事業実行委員会.
鈴木治太郎 (1907.6) 劣等生取扱ひに関する一カ年の実験結果『教材研究初等教育』5(6), p.38-54.
杉浦四郎 (1954.1) 本県盲教育の創始者 五宝翁太郎先生を偲ぶ『徳島教育』134, p.67-70.
杉浦守邦 (田中克彦) (1978) 精神薄弱児教育篇『山形県特殊教育史 精薄・虚弱篇』山形県特殊教育史研究会, p.1-254.
千幹 (1908.8) ア、低能児『教育研究』53, p.85-88.
全国各市小学校教育会 (1910.6)『愛知教育雑誌』274, p.30-33.
第5回連合教育会 (1905.10)『教育公報』300, p.15-21.
泰仙 (1905.1) 何所まで市町村教育費を節減し得るや『徳島県教育会雑誌』162, p.26-28.
田中生 (1908.11) 特殊教育に就て『教材研究 初等教育』6(11), p.203-204.
千葉県教育百年史編さん委員会編 (1973)『千葉県教育百年史 1 (通史編 明治)』千葉県教育委員会.
辻本與次郎 (1924)『盲聾哑教育令発布記念誌』和歌山県立盲哑学校.
帝国議会議院 第十四議會予算委員会速記録 (第一科第四号) (2015.1.3閲覧).
『帝国議会議院議事速記録16 明治三十二年』(1980) 東京大学出版会.
帝国議会議院『第十六議會予算委員会第一分科会會議録第五回』(2015.1.3閲覧).
東洋経済新報社 (1929)『明治大正国勢総覧』東洋経済新報社 (1975年復刻版).
徳島県立盲学校記念誌編集委員会編 (1980)『徳島県盲教育史 徳島県盲教育八十年記念 徳島県立盲学校五十周年記念』徳島県立盲学校.
戸崎敬子 (1993)『特別学級史研究 - 第二次大戦前の特別学級の実態』多賀出版.
戸崎敬子 (2000)『新特別学級史の研究』多賀出版.
友納友次郎 (1910) 第二十章 新学級編制及び其実際 榑保三郎編『異常児ノ病理及教育法 教育病理及治療学 下巻』榑保三郎 (国会図書館DC).
中村勝二 (1990a) 師範学校附属小学校 [特別学級] の成立と展開. 津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北澤清司『障害者教育史 - 社会問題としてたどる外国と日本の通史』川島書店, p.189-193.
中村勝二 (1990b) 戦前の歩み 筑波大学附属大塚養護学校『筑波大学附属大塚養護学校創立三十周年紀年誌: 東京高等師範学校特別学級開設八十年』筑波大学附属大塚養護学校, p.21-47.
中山文雄 (1991.2) 岩手県における精神遅滞児教育の史的研究 1『岩手大学教育学部研究年報』52, p. 83-102.
な・ち生 (1906.10 ~ 1906.12) 劣等生の教授法 (1)~(6)『教育時論』775, p.7-9; 776, p.7-9; 777, p.7-8; 778, p.7-9; 779, p.6-9; 780, p.8-11.
奈良女子高等師範学校 (1919)『奈良女子高等師範学校一覽』奈良女子高等師範学校 (国会図書館DC).
西村尚俊 (1913.6) 教育の理想と実際3『芸備教育』110, p.4-6.
服部教一 (1906.10.31) 目下独逸ニ行ハル、新小学校編制法『官報』7002, p.840-844.
服部教一 (1906.11) 目下独逸ニ行はる、新小学校編制法 (一)『岐阜県教育雑誌』146, p.30-34.
服部教一 (1906.12) 目下独逸ニ行はる、新小学校編制法 (二)『岐阜県教育雑誌』147, p.26-30.
服部教一 (1906.11) 独逸に於る盲哑教育の普及を述べ併て我日本ノ盲哑教育制度に及ぶ『教育公報』313, p.20-24.
服部教一 (1906.12) 独逸に於る盲哑教育の普及を述べ併て我日本ノ盲哑教育制度に及ぶ (承前)『教育公報』314, p.8-12.
服部教一 (1928)『日本の将来』日本植民学校.
平田勝政 (1995) 盲哑教育運動と政府の特殊教育への施策 東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編二』東京都立教育研究所, p.297-304.
福岡県立福岡盲学校 (1980)『開校七十周年紀年誌』福岡県立福岡盲学校.
福島大学教育学部附属小学校百年史編集委員会 (1980)『福島大学教育学部附属小学校百年史』福島大学教育学部附属小学校百周年記念事業協賛会.
藤原喜代藏 (1911.1) 文部省視学官総評 (下)『教育界』10 (39), p.54-62.
附属小学校近況 (1909.5)『岐阜県教育雑誌』176, p.32-33.
附属小学校に天才学級設置 (1901.4)『大分県教育雑誌』194, p.100.
船寄俊雄・土井徳生 (1991) 大坂府師範学校附属小学校の教育治療室について『大阪教育大学教育研究所報』26, p.19-25.
北海道札幌師範学校 (1936)『北海道札幌師範学校五十年史』北海道札幌師範学校.
横山榮次 (1910) 序 金港堂編集部編『全国附属小学校の新研究』金港堂書籍, 序p.1.
三重県立盲学校創立65周年記念誌編集委員会 (1984)『三重県立盲学校創立65周年記念誌』三重県立盲学校.
宮城県師範学校附属小学校 (1904.2) 我々の哑生部一汎『教

育界』3(5), p.46-48.

文部省令第12号(1907.4.17)『官報』7136, p.475-481. 印刷局.

文部省訓令第6号(1907.4.17)『官報』7136, p.482-483. 印刷局.

山路一遊(1920.12) 師範学校長会議に列したる山路校長の講演『愛媛教育』403, p.11-18.

山梨県北巨摩郡塩崎小学校(1909.8) 劣等児取扱法の大意『教育実験界』24(5), p.32-34.

60年史編集委員会(1974)『60年史』宮城県立聾学校.